

平成29年度第1回みよし市いじめ問題調査委員会 次第

日時：平成29年7月24日（月）

午前10時

場所：みよし市役所3階 301会議室

1 委嘱状の交付

2 市長挨拶

3 委員長及び委員長職務代理者の選出

4 議 題

(1) みよし市いじめ問題調査委員会について

(2) みよし市のいじめの状況について

(3) みよし市いじめ防止基本方針について

みよし市いじめ問題調査委員会委員名簿

(50音順)

所 属	委員名	職・経歴等
東海学園大学	こくぼ ひろ み 小久保 裕 美	教育学部教育学科教授
愛知教育大学	そぶえ のり ひと 祖父江 典 人	教育臨床学講座教授
南谷法律事務所	なん や なお たか 南 谷 直 毅	弁護士
愛知大学	ひ ぐち よし はる 樋 口 義 治	文学部学部長
名古屋ユナイテッド・パートナーズ法律事務所	ひろ せ まこと 廣 瀬 誠	弁護士

(事務局)

役 職	氏 名	連絡先
総務部長	げん だ きよ あき 原 田 清 明	
総務部次長	ひろ せ くに ひと 廣 瀬 邦 仁	
総務課長	のの やま きよし 野々山 清	
総務課主幹	さか ぐち よし おみ 坂 口 慶 臣	
総務課副主幹	おか だ たま み 岡 田 珠 見	電話 0561-32-8000(直通)
総務課主任主査	つか きよし ひとし 塚 崎 仁	メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

議題 1 みよし市いじめ問題調査委員会について

1 設置の経緯

全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」いいます。)が施行されました。

法の施行に伴い、みよし市では平成27年4月に「みよし市いじめ防止基本方針」を定め、また、「みよし市いじめ問題対策委員会及びみよし市いじめ問題調査委員会条例」(以下「条例」といいます。)を制定し、次の組織を設置しました。

- (1) みよし市いじめ問題対策委員会【教育委員会の所管】
- (2) みよし市いじめ問題調査委員会【市長の所管】

2 所掌事務

- (1) 「みよし市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態に係る事実関係の調査審議を行います。(条例第2条)
- (2) 「みよし市いじめ問題調査委員会」は、市長の附属機関として、教育委員会が行う重大事態に係る調査の結果について、市長が必要であると認めたときに再調査を行います。(条例第8条)

※「重大事態」とは(法第28条第1項)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 委員会の構成 (条例第3条)

- (1) 委員の数 5人以内
- (2) 委員の選任 委員は、法律、心理、福祉等に関して専門的な知識又は経験を有する者
- (3) 委員の任期 2年(再任されることができる)
- (4) 委員の身分 市の非常勤の特別職

4 会議の運営 (条例第5条)

- (1) 会議の招集 委員長が招集する。
- (2) 会議の議長 委員長が議長となる。
- (3) 会議の成立 委員長及び半数以上の出席を要する。
- (4) 議事の議決 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

議題2 みよし市のいじめの状況について（非公開）

みよし市いじめ防止基本方針

平成28年4月

みよし市

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

いじめは、どの学校にも、どの児童生徒にも起こり得るものであり、学校・家庭・地域社会がいじめに関する認識を共有し、それぞれの役割を認識し、いじめ問題の克服に努めていかなければなりません。

そこで、みよし市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び愛知県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「みよし市いじめ防止基本方針」を策定します。この基本方針を基に、子どもの健全育成及びいじめの未然防止等にいつそう努めてまいります。

第1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくるのが大切です。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

いじめの防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要です。本市では、学校、家庭、地域その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取り組みを積極的に展開し、児童生徒に集団の一員としての自覚や自信、互いを認め合える人間関係を育むことができるよう努めてまいります。

第2 いじめの定義

みよし市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係^{*1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響^{*2}を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をすることが必要です。

*1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

*2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる苦痛に着目した見極めが必要です。

第3 関係者の責務

本市では、子どものいじめ防止等に関する各関係者が、みよし市いじめ防止基本方針に基づき、みよし市立小中学校に在籍する児童生徒に係るいじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取り組みの充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- ・みよし市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、みよし市立小中学校（以下、「学校」という。）がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- ・学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- ・学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- ・保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の生命を尊重する心や他を思いやる心を育て、規範意識を身につけさせること等に努めるものとします。
- ・地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、家庭、学校が協働して、子どもたちの様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- ・市は、「こころの電話みよし」等の相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- ・教育委員会は、子どもの相談員・心の教室相談員を各学校に配置するなど、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- ・教育委員会は、いじめ問題対応マニュアルを全教職員に配布し、いじめの早期発見のための具体的な方策等を示します。
- ・学校は、いじめ問題対応マニュアルを用いた研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- ・学校は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整えるよう努めます。
- ・保護者は、子どもがいじめを受けた場合は、子どもをいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

3 いじめに対する措置

- ・教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な措置が講じられるよう支援します。
- ・学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。
- ・保護者は、教育委員会及び学校が講ずる措置等に対して、必要な協力を行うことが求められます。

第4 市としての取組

市は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、力を合わせて対応していきます。

1 みよし市いじめ・不登校対策推進協議会

市は、いじめ・不登校の防止等に関する機関の連携を図られるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、豊田加茂児童・障害者相談センター、法務局、警察、スクールカウンセラー、学校代表、PTA代表、教育委員会、市長部局所管課等の関係者を構成員とする「みよし市いじめ・不登校対策推進協議会」（以下「対策推進協議会」という。）を設置します。

2 教育委員会附属機関の設置

- 市は、法第14条第3項に基づき、市立小中学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「みよし市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置します。
- 教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態^{*3}に係る調査を行う必要が生じた場合は、この附属機関により調査を行うこととします。

3 教職員の資質の向上

市は、教職員によっていじめの防止等のための対策等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実を図ります。

第5 学校としての取組

各学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「いじめは決して許されない」という意識を教職員が自覚し、一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等との緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

第6 重大事態への対処

1 「重大事態」（法第28条第1項）とは（*3）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 総合教育会議^{*4}による協議・調整

いじめによる重大事態への緊急措置について、市長と教育委員会が協議・調整します。

3 学校及び教育委員会の対応

(1) 重大事態が発生した場合は、学校は直ち（不登校重大事態においては7日以内）に教育委員会を通じて市長に事態発生について報告をします。ただし、不登校重大事態については、欠席期間が目安である30日に到達する前から教育委員会に報告・相談し、児童生徒への聴取等に着手します。

(2) 教育委員会は、学校から重大事態発生の報告を受けた場合は、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。

(3) 調査

・学校が調査を行う場合、学校に設置している「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

・教育委員会が調査を行う場合、対策委員会が調査を行います。

※この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、民事・刑事上の責任追及やその他訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

(4) 情報提供及び報告

・学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

・調査の結果については、教育委員会を通じて、市長に報告します。

4 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

(1) 市長は、学校や教育委員会が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「みよし市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）により調査の結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うこととします（法第30条第2項）。

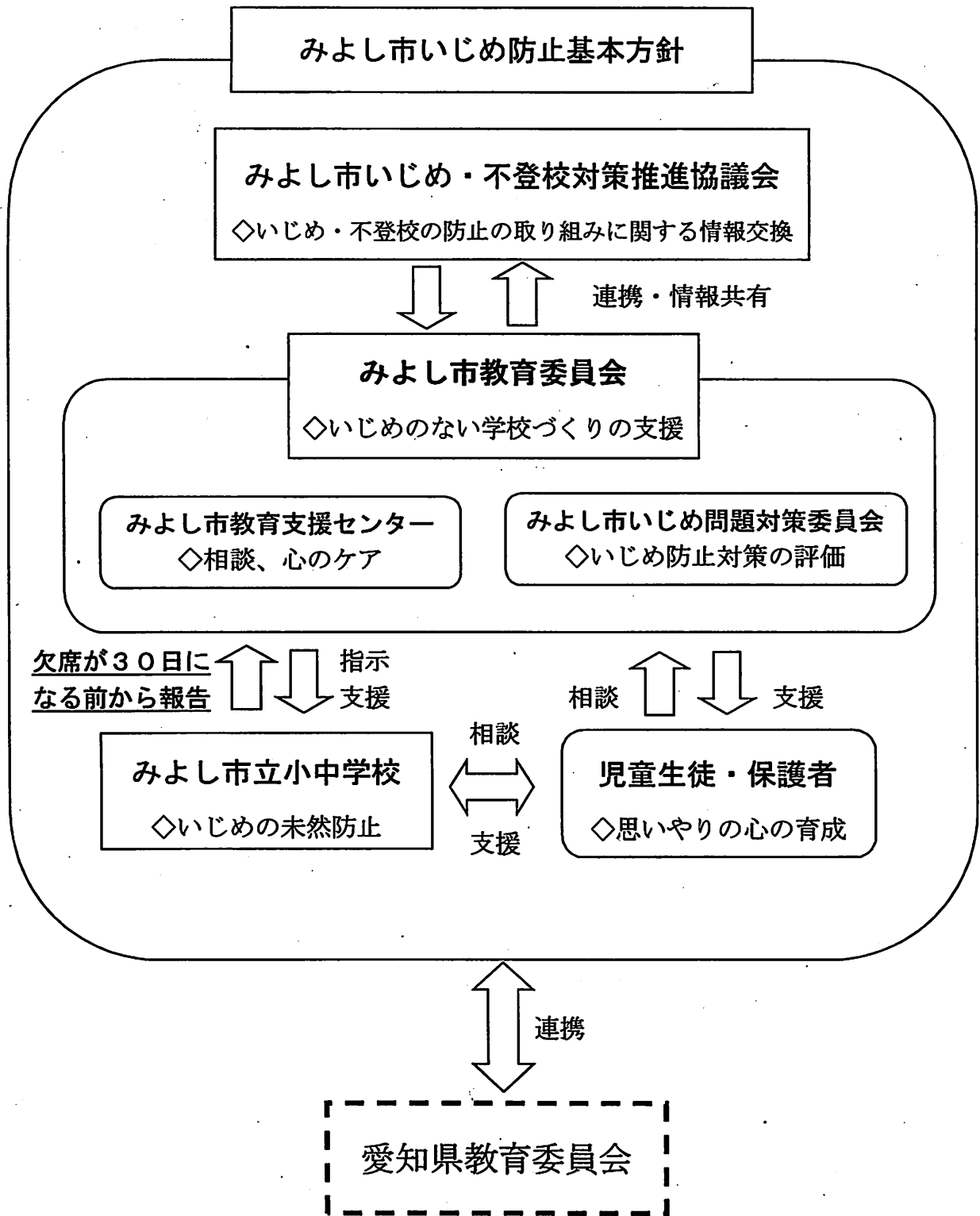
(2) 再調査を行った場合、市長は、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、その結果を議会に報告します（法第30条第3項）。

(3) 再調査を行った場合、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

* 4 総合教育会議とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により市に設置される会議で、市長と教育委員会により構成される。

<みよし市いじめ防止対策の組織図>



<重大事態への対処に係る組織図>

